

オーストラリア 入国カード 兼 税関・検疫申告書（記入例）

- 検疫が厳しいため食品を持っている場合は全て申告（「食品を持っている」という申告）が必要です。申告を怠るとその場で罰金が科せられます。食品は持ち込み可能な物と不可能な物があります。
※食品、薬等について個別に持ち込み可否を確認したい場合、オーストラリア大使館ホームページの検疫検査局またはオーストラリア税関ホームページを参照下さい。
オーストラリア大使館検疫検査局：<http://www.australia.or.jp/aqis/>
オーストラリア税関（日本語あり）：<http://www.customs.gov.au/knowbeforeyougo/default.asp>
- 2012年9月1日より、タバコの持込制限変更に伴い、入国カードの様式が変更となります。
現行様式も当面は使用できる見込みですが、入国時に係官より新書式への書き直しを求められる可能性があります。その場合は係官の指示に従って下さい。
- 日本でのカード入手は困難なため、機内配布または現地空港備え付けのカードに記入、提出して下さい。

〈表〉

2012年9月1日からタバコの制限が
「紙巻タバコ50本または50gを超える
タバコ製品」に変更されます。

入国カード・オーストラリア		下記のすべての質問に答えなければなりません。どう答えていいかわからない場合は、はいに X をつけてください。	
青色または黒色のペンを用い、英語で記入してください。		▶ 下記の物品をオーストラリアに持ち込もうとしていますか？	
▶ 姓	YAMADA	1. 禁止または規制されている物。医薬品、ステロイド、不法わいせつ物、銃砲、武器、不法な薬物	はい ☐ いいえ ☐
▶ 名	TARO	2. 2250mlを超えるアルコール類、または紙巻タバコ250本または250gを超えるタバコ製品	はい ☐ いいえ ☐
▶ パスポート番号	T E 0 0 1 2 3 4 5	3. 贈答品を含めて、海外で入手した品物、あるいはオーストラリアの免税店等で購入した品物で、合計総額がAUD\$900を超える場合	はい ☐ いいえ ☐
▶ 搭乗機または搭乗船名	J L 7 7 1	4. 業務／営業目的の物品／見本	はい ☐ いいえ ☐
▶ オーストラリア国内での滞在予定先（住所）	SYDNEY HOTEL, SYDNEY	5. 豪ドルまたは外貨で合計AUD\$10,000相当以上 注意：税関検査官または警察官に質問された場合、金額に関わらず、すべての旅行小切手、小切手、郵便為替またはその他の通貨代替物 (BN) について報告を行う必要があります。	はい ☐ いいえ ☐
	州 N. S. W.	6. すべての食物 - 乾燥、生鮮、保存加工、調理済、未調理などを含む	はい ☐ いいえ ☐
▶ オーストラリアに向かう1年間にわたって滞在する予定ですか？	はい ☐ いいえ ☐	7. 木製品、植物、植物の部分、伝統的な医薬品、薬用・食用および香料用の草本植物、種子、球根、茎、ナッツ類など	はい ☐ いいえ ☐
▶ オーストラリア国籍をお持ちでない方のみお答えください。		8. 器具、ペットフード、卵、バイオテクノロジー製品、標本、鳥、魚、昆虫、貝殻、蜂製品を含む、動物、動物の体や毛の一部、およびそれらを使用した動物製品	はい ☐ いいえ ☐
結核にかかっていますか？	はい ☐ いいえ ☐	9. 土、または例えばスポーツ／レクリエーション用品、靴などのように土の付着した物品、もしくは淡水域で使った物品	はい ☐ いいえ ☐
犯罪歴がありますか？	はい ☐ いいえ ☐	▶10. 過去30日以内に家畜と接したり、農場、荒野地域、淡水の川／湖などに行きましたか	はい ☐ いいえ ☐
署名	山田 太郎	▶11. 過去6日以内にアフリカ、中南米またはカリブ海地域に行きましたか	はい ☐ いいえ ☐
日	0 1	月	1 0
年	2 0	年	1 2
裏面へ ▶		Japanese	

〈裏〉

オーストラリアにおける連絡先		緊急時連絡先（家族、友人など）	
電話	(02) 9123-4567	氏名	YAMADA HANAKO
Eメール	SYDNEY HOTEL, SYDNEY	Eメール	yamadahana@yapoo.ne.jp
住所	州名 N. S. W.	電話 または 郵便先住所	03-1234-5678
英語で記入してください。		▶ A、B、C、いずれかの該当する項目に X をつけ、質問に答えて下さい。	
▶ この航空機または船舶に搭乗した国	JAPAN	● A オーストラリアに永住目的	● B 旅行者または一時入国者
▶ 職業	OFFICE CLERK	▶ オーストラリアでの滞在予定期間	年数 月数 日数
▶ パスポートに記載されている国籍	JAPAN	▶ 居住国	JAPAN
▶ 生年	1 5 0 2 1 9 6 6	▶ オーストラリアを訪れる主な理由（一つのみにX）	
▶ 月日		大会／会議 1 就職 4 休暇 X 7	
		商用 2 教育 5 その他 6	
		友人あるいは親類訪問 3 展示会 6	
この書類に記入される情報は、オーストラリアの出入国、税関、検疫、統計、衛生、野生動物、通関を管理する各法令の運営のために必要とされるものであり、当該情報の収集は法令により許可されています。この情報は、これらの分野を管轄し、かつオーストラリア国法によって当該情報提供の権限を与えられている機関に対してのみ開示されます。小冊子 Safeguarding your personal information（個人情報の保護）が、オーストラリア国内の港湾・空港に備えられています。		▶ C オーストラリアに帰国する居住者 ▶ 国外で最も長く滞在した国	
11101509		当カードの両面の質問に完全に答えたことを確かめてから、到着時にパスポートと共に提出して下さい。	
© Commonwealth of Australia 2010		15 JAP (Design date 11/10)	

オーストラリア 出国カード（記入例）

〈表〉

観光、一時滞在者はD欄を記入する。
オーストラリア居住者はE、F欄を記入する。

Outgoing passenger card • Australia		PLEASE ☒ AND ANSWER D OR E OR F	
PLEASE COMPLETE IN ENGLISH WITH A BLUE OR BLACK PEN			
▶ Family/surname YAMADA (1)		D Visitor or temporary entrant departing ☒	
▶ Given names TARO (2)		E Australian resident departing temporarily ☐	
▶ Passport number TE0012345 (3)		F Australian resident departing permanently ☐	
▶ Flight number or name of ship JL772 (4)		▶ In which State do you live? NSW ☐ Vic ☐ Qld ☐ GA ☐ WA ☐ Tas ☐ NT ☐ ACT ☐ Other ☐	
▶ Country where you will get off this flight JAPAN (5)		▶ Intended length of stay overseas Years Months Days	
▶ What is your usual occupation? OFFICE WORKER (6)		▶ Country where you will spend most time abroad	
▶ Nationality as shown on passport JAPAN (7)		▶ Main reason for overseas travel (X one only): Convention/conference ☐ 1 Employment ☐ 5 Business ☐ 2 Education ☐ 6 Visiting friends or relatives ☐ 3 Exhibition ☐ 7 Holiday ☐ 4 Other ☐ 8	
▶ Date of birth Day Month Year 09 10 1971 (8)		▶ Country of Residence (10) JAPAN	
		DECLARATION The information I have given is true, correct and complete.	
		YOUR SIGNATURE 山田 太郎 (11)	
		Day Month Year 25 11 2012 (12)	
		TURN OVER THE CARD English	

- (1) 姓 (2) 名 (3) 旅券番号 (4) 利用便名 (5) 降機地
(6) 職業 (7) 国籍 (8) 生年月日 (日/月/年)
(9) 一番長く滞在したオーストラリアの州
NSW=ニューサウスウェールズ州
Vic=ビクトリア州
Qld=クイーンズランド州
SA=南オーストラリア州
WA=西オーストラリア州
Tas=タスマニア州
NT=ノーザンテリトリー
ACT=首都特別地域
Other=その他
(10) 居住国 (11) 署名 (12) 出国日 (日/月/年)

〈裏〉

▶ Are you taking out of Australia AUD\$10,000 or more in Australian or foreign currency equivalent? If answered "Yes" you must complete a Cross Border Movement - Physical Cash (AUD\$10,000 or more) Report to present with this card. Note: If a customs or police officer asks, you must report travellers cheques, cheques, money orders or other bearer negotiable instruments of any amount. ▶ Did you know? You can find any lost superannuation accounts you may have by visiting www.ato.gov.au/superseeker. You will need to provide your Australian tax file number, address and date of birth to access the system. If you worked in Australia on a temporary resident visa you can claim your superannuation money back. For more information on how to apply visit www.ato.gov.au/departaustralia.		Yes ☐ No ☒ 10,000オーストラリアドル以上または相当額の外貨を持ち出しますか	MAKE SURE YOU HAVE COMPLETED BOTH SIDES OF THIS CARD. PRESENT THIS CARD, ON DEPARTURE WITH YOUR BOARDING PASS AND PASSPORT.
Information sought on this form is required to administer immigration, customs, quarantine, statistical, health, wildlife and currency laws of Australia and its collection is authorised by legislation. It will be disclosed only to agencies administering these areas and those entitled to receive it under Australian law. The holder's safeguarding your personal information is available at Australian ports and airports.		11091606 © Commonwealth of Australia 2009 16 (Design date 11/09)	